

高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約

【平成29年12月6日締結】

背景

- 1983年:ユネスコの下で前身の規約を採択。職業資格を含む等の問題点があったため、2007年以降、我が国が主導して新たな規約案を審議。
- 2011年11月:ユネスコの下、東京において本規約を採択。

目的

- 締約国間で高等教育の資格の相互承認等を行うことにより、学生及び学者の移動を容易にし、アジア太平洋地域における高等教育の質を改善する。

主な内容

- ◆ 締約国は、資格の評定・承認の手続及び基準が公正かつ差別的でないものであることを確保する。(第3章)
- ◆ 締約国は、資格の内容に実質的な相違がない限り、下記①～③について、他の締約国が付与した高等教育の資格(含:オンライン学習等による資格)を承認又は評定する。
 - ①高等教育課程を受講するための要件(入学資格等)(第4章)
 - ②部分的な修学(単位等)(第5章)
 - ③高等教育の資格(学位等)(第6章)
- ◆ 各国は国内情報センターを設立し、情報を交換する。(第8章)

資格の相互承認の仕組み

